

議案第 20 号

松阪市手数料条例の一部改正について

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市手数料条例の一部を改正する条例

松阪市手数料条例（平成 17 年松阪市条例第 112 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 その 1 の表第 1 号中「法第 6 条の 3 第 1 項ただし書又は法第 18 条第 5 項ただし書の特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうか」を「法第 6 条の 3 第 1 項各号又は法第 18 条第 5 項各号に掲げる確認審査」に、「建築主事」を「建築主事等」に改め、「その 5 に定める金額を」の次に「、申請若しくは通知に係る建築物の建築が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項ただし書の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号に適合するかどうかを審査するときは、建築物ごとに、その 2 の 2 に定める金額を」を加える。

別表第 3 その 2 第 1 項の表を次のように改める。

1 建築物を建築する場合（移転（同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。）する場合を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
30 平方メートル以内のもの	12,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	27,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	63,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	97,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	110,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	160,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	239,000 円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	352,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	63 万円

別表第 3 その 2 の表の次に次の 1 表を加える。

その２の２（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく審査手数料）

区分	床面積の合計	手数料の金額
一戸建て住宅	200 平方メートル以内のもの	15,000 円
	200 平方メートルを超えるもの	16,000 円
共同住宅等	300 平方メートル以内のもの	27,000 円
	300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	42,000 円
	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	66,000 円
	5,000 平方メートルを超えるもの	85,000 円

備考

この表において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

別表第 3 その 3 第 1 項の表を次のように改める。

- 1 建築物（法第 7 条の 3 第 1 項の特定工程に係る建築物を除く。）を建築した場合（移転（同一敷地内における移転に限る。以下この表において同じ。）する場合を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
30 平方メートル以内のもの	29,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	35,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	58,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	82,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	88,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	97,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	177,000 円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	252,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	464,000 円

別表第 3 その 3 第 2 項の表を次のように改める。

- 2 建築物（法第 7 条の 3 第 1 項又は法第 18 条第 21 項の特定工程に係る建築物に限る。）を建築した場合（移転を除く。）

床面積の合計	手数料の金額
30 平方メートル以内のもの	28,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	34,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	56,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	79,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	84,000 円

1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	91,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	169,000 円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	245,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	458,000 円

別表第 3 その 4 第 1 項の表を次のように改める。

1 建築物

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の金額
30 平方メートル以内のもの	26,000 円
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	32,000 円
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	50,000 円
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	71,000 円
500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	77,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	86,000 円
2,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以内のもの	148,000 円
1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	211,000 円
5 万平方メートルを超えるもの	404,000 円

別表第 5 その 2 第 1 項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分			1 件当たりの手数料の金額		
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合	
				申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
一戸建ての住宅			5,000 円		36,800 円
共同住宅	住戸部分（一棟の総戸数）	1 戸	5,000 円	18,700 円	36,800 円
		2 戸以上 5 戸以下	10,100 円	35,300 円	74,500 円
		6 戸以上 10 戸以下	17,300 円	51,200 円	104,800 円
		11 戸以上 25 戸以下	28,900 円	73,600 円	147,500 円

等		26 戸以上 50 戸以下	48,400 円	111,000 円	211,900 円
		51 戸以上 100 戸以下	86,800 円	168,100 円	303,800 円
		101 戸以上 200 戸以下	137,400 円	239,500 円	411,500 円
		201 戸以上 300 戸以下	173,600 円	309,500 円	539,600 円
		301 戸以上	185,100 円	352,100 円	633,600 円
	共用部分（床面積）	300 平方メートル以内のもの	10,100 円		117,900 円
		300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	18,400 円		155,500 円
		1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円		194,500 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円		303,000 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円		389,100 円
		10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円		465,100 円
		25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円		541,700 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行いう。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。

別表第 5 その 3 第 1 項の表を次のように改める。

1 住宅の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額	
	申請に係る低炭素	その他の場合

			建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る低炭素建築物新築等計画が、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
一戸建ての住宅			3,000 円		18,900 円
共同住宅等	住戸部分 (一棟の総戸数)	1 戸	3,000 円	9,800 円	18,900 円
		2 戸以上 5 戸以下	6,000 円	18,600 円	38,200 円
		6 戸以上 10 戸以下	10,400 円	23,700 円	54,100 円
		11 戸以上 25 戸以下	17,300 円	39,600 円	76,600 円
		26 戸以上 50 戸以下	29,000 円	60,400 円	110,800 円
		51 戸以上 100 戸以下	52,000 円	92,700 円	160,500 円
		101 戸以上 200 戸以下	82,400 円	133,500 円	219,500 円
		201 戸以上 300 戸以下	104,100 円	172,100 円	287,100 円
		301 戸以上	111,100 円	176,000 円	335,300 円
	共用部分 (床面積)	300 平方メートル以内のもの	6,000 円		59,900 円
		300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	11,000 円		79,500 円
		1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,300 円		100,100 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円		160,200 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円		208,300 円
		10,000 平方メートル	104,100 円		249,900 円

	を超え 25,000 平方メートル以内のもの			
	25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円		292,500 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分をいう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額とする。

別表第 6 その 1 の表第 1 号中「（平成 27 年法律第 53 号）」を削り、「第 12 条第 1 項又は第 13 条第 2 項」を「第 11 条第 1 項又は第 12 条第 2 項」に改め、同表第 2 号及び第 3 号中「第 12 条第 2 項又は法第 13 条第 3 項」を「第 11 条第 2 項又は法第 12 条第 3 項」に改め、同表第 4 号中「第 34 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に、「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、同表第 5 号中「第 36 条第 1 項」を「第 31 条第 1 項」に、「第 36 条第 2 項」を「第 31 条第 2 項」に、「第 35 条第 2 項」を「第 30 条第 2 項」に改め、同表第 6 号を削る。

別表第 6 その 2 からその 6 までの表を次のように改める。

その 2（建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料）

1 住宅の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額	
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー	その他の場合

			一消費性能向上 計画と当該他の 建築物における 建築物エネルギー 消費性能確保 計画が同様の方 法により評価さ れたものである 場合	
一戸建ての住宅			5,000 円	36,000 円
共同 住宅 等	住戸部分 (総戸数)	1 戸	5,000 円	36,000 円
		2 戸以上 5 戸以下	10,000 円	74,000 円
		6 戸以上 10 戸以下	17,000 円	104,000 円
		11 戸以上 25 戸以下	28,000 円	147,000 円
		26 戸以上 50 戸以下	48,000 円	211,000 円
		51 戸以上 100 戸以下	86,000 円	303,000 円
		101 戸以上 200 戸以下	137,000 円	411,000 円
		201 戸以上 300 戸以下	173,000 円	539,000 円
		301 戸以上	185,000 円	633,000 円
	共用部分 (床面積)	300 平方メートル以内のもの	10,000 円	117,000 円
		300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	18,000 円	155,000 円
		1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,000 円	194,000 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,000 円	303,000 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のも の	137,000 円	389,000 円
		10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のも の	173,000 円	465,000 円
		25,000 平方メートルを超える もの	217,000 円	541,000 円
備考				
1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての				

住宅以外の住宅をいう。

2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分を用いる。

3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分を用いる。

4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額

ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

2 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1 件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合		
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

300 平方メートル以内のもの	10,000 円	21,000 円	98,000 円	256,000 円
300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	18,000 円	29,000 円	124,000 円	321,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,000 円	42,000 円	164,000 円	415,000 円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,000 円	107,000 円	266,000 円	592,000 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,000 円	161,000 円	348,000 円	730,000 円
10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,000 円	200,000 円	418,000 円	862,000 円
25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	249,000 円	490,000 円	984,000 円

備考

建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

- 1 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める金額
- 2 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額
- 3 1 又は 2 に規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額とを合算した額。ただ

し、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額を超える場合は、当該第 4 欄又は第 5 欄の金額

3 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の金額
住宅部分に応じた別表第 6 その 2 第 1 項の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた別表第 6 その 2 第 2 項の表に掲げる手数料の金額を合算した額
備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

その 3（建築物エネルギー消費性能適合性変更判定手数料）

1 住宅の場合

区分	1 件当たりの手数料の金額	
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	3,000 円	18,000 円

共同住宅等	住戸部分 (総戸数)	1 戸	3,000 円	18,000 円
		2 戸以上 5 戸以下	6,000 円	38,000 円
		6 戸以上 10 戸以下	10,000 円	54,000 円
		11 戸以上 25 戸以下	17,000 円	76,000 円
		26 戸以上 50 戸以下	29,000 円	110,000 円
		51 戸以上 100 戸以下	52,000 円	160,000 円
		101 戸以上 200 戸以下	82,000 円	219,000 円
		201 戸以上 300 戸以下	104,000 円	287,000 円
		301 戸以上	111,000 円	335,000 円
	共用部分 (床面積)	300 平方メートル以内のもの	6,000 円	59,000 円
		300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	11,000 円	79,000 円
		1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,000 円	100,000 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円	160,000 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,000 円	208,000 円
		10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,000 円	249,000 円
		25,000 平方メートルを超えるもの	130,000 円	292,000 円

備考				
1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。				
2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。				
3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行いう。				
4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。				
イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額				
ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額				

2 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1 件当たりの手数料の金額			
	建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合	その他の場合		
		建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途をいう。以下この表において同じ。）である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 2 条第 1 項第 3 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300 平方メートル以内のもの	6,000 円	11,000 円	50,000 円	129,000 円
300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	11,000 円	16,000 円	64,000 円	162,000 円

1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,000 円	24,000 円	85,000 円	210,000 円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円	62,000 円	142,000 円	305,000 円
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,000 円	95,000 円	188,000 円	379,000 円
10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,000 円	118,000 円	227,000 円	449,000 円
25,000 平方メートルを超えるもの	130,000 円	147,000 円	268,000 円	514,000 円

備考

建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 29 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る同項に規定する他の建築物において、当該建築物エネルギー消費性能向上計画と当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画が同様の方法により評価されたものである場合以外の場合における工場等及び工場等以外の用途を有する建築物の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

- 1 工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める金額
- 2 工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合 建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額
- 3 1 又は 2 に規定する場合以外の場合 建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第 3 欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額とを合算した額。
ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 4 欄又は第 5 欄に定める金額を超える場合は、当該第 4 欄又は第 5 欄の金額

3 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の金額

住宅部分に応じた別表第 6 その 3 第 1 項の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた別表第 6 その 3 第 2 項の表に掲げる手数料の金額を合算した額

備考

この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

その 4（建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る軽微な変更に該当する旨の証明書交付申請手数料）

1 住宅の場合

区分			1 件当たりの手数料 の金額
一戸建ての住宅			9,000 円
共同 住宅 等	住戸部分 (総戸数)	1 戸	9,000 円
		2 戸以上 5 戸以下	19,000 円
		6 戸以上 10 戸以下	27,000 円
		11 戸以上 25 戸以下	38,000 円
		26 戸以上 50 戸以下	55,000 円
		51 戸以上 100 戸以下	80,000 円
		101 戸以上 200 戸以下	109,000 円
		201 戸以上 300 戸以下	143,000 円
		301 戸以上	167,000 円
	共用部分 (床面積)	300 平方メートル以内のもの	29,000 円
		300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	39,000 円
		1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	50,000 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	80,000 円
		5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	104,000 円
		10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	124,000 円
		25,000 平方メートルを超えるもの	146,000 円

備考

1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行。
- 4 共同住宅等の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
- イ 住戸部分及び共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定する場合 住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
- ロ 共用部分の設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

2 非住宅建築物の場合

建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積の区分	1 件当たりの手数料の金額		
	建築物の非住宅部分の用途が工場等（工場その他市長が別に定める用途进行。以下この表において同じ。）である場合	判定に係る建築物エネルギー消費性能確保計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
300 平方メートル以内のもの	5,000 円	25,000 円	64,000 円
300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	8,000 円	32,000 円	81,000 円
1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	12,000 円	42,000 円	105,000 円
2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	31,000 円	71,000 円	152,000 円

方メートル以内のもの			
5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	47,000 円	94,000 円	189,000 円
10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	59,000 円	113,000 円	224,000 円
25,000 平方メートルを超えるもの	73,000 円	134,000 円	257,000 円

備考

- 1 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等以外の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 2 欄に定める金額とする。
- 2 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（工場等の用途の部分について市長が別に定める規模の場合に限る。）については、当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 3 欄又は第 4 欄に定める金額とする。
- 3 工場等及び工場等以外の用途を有する建築物（前 2 号に規定する場合を除く。）については、当該建築物における工場等の用途の部分の床面積の区分に応じた第 2 欄に定める金額と工場等以外の用途の部分の床面積の区分に応じた第 3 欄又は第 4 欄に定める金額とを合算した額とする。ただし、合算した額が当該建築物における非住宅部分全体の床面積の区分に応じた第 3 欄又は第 4 欄に定める金額を超える場合は、当該第 3 欄又は第 4 欄の金額とする。

3 複合建築物の場合

1 件当たりの手数料の金額
住宅部分に応じた別表第 6 その 4 第 1 項の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた別表第 6 その 4 第 2 項の表に掲げる手数料の金額を合算した額

備考

この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

その 5（建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料）

1 住宅の場合

区分	1 棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性	その他の場合
	向上計画が、建築物エネルギー消費性	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建
		左記以外の評価方法により評価されたものである場合

			能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
一戸建ての住宅			5,000 円	18,700 円	36,800 円
共同住宅等	住戸部分 (総戸数)	1 戸	5,000 円	18,700 円	36,800 円
		2 戸以上 5 戸以下	10,100 円	35,300 円	74,500 円
		6 戸以上 10 戸以下	17,300 円	51,200 円	104,800 円
		11 戸以上 25 戸以下	28,900 円	73,600 円	147,500 円
		26 戸以上 50 戸以下	48,400 円	111,100 円	211,900 円
		51 戸以上 100 戸以下	86,800 円	168,100 円	303,800 円
		101 戸以上 200 戸以下	137,400 円	239,500 円	411,500 円
		201 戸以上 300 戸以下	173,600 円	309,500 円	539,600 円
		301 戸以上	185,100 円	352,100 円	633,600 円
	共用部分 (床面積)	300 平方メートル以内のもの	10,100 円		117,900 円
		300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	18,400 円		155,500 円
		1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円		194,500 円
		2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円		303,000 円
		5,000 平方メートルを	137,400 円		389,100 円

	超え 10,000 平方メートル以内のもの			
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円		465,100 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円		541,700 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行いう。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - イ 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合
住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - ロ 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

2 非住宅建築物の場合

区分	1 棟当たりの手数料の金額		
	申請に係る	その他の場合	
	建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号の規定により定められ	左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	た簡易な評価方法であって、市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
非住宅建築物	300 平方メートル以内のもの	10,100 円	93,800 円	256,700 円
(床面積)	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	18,400 円	124,900 円	321,600 円
	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	28,900 円	157,300 円	415,200 円
	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	86,800 円	254,700 円	592,600 円
	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	137,400 円	332,600 円	730,000 円
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	173,600 円	399,800 円	862,900 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	217,000 円	469,000 円	984,500 円
備考 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。				

3 複合建築物の場合

1 棟当たりの手数料の金額	
住宅部分に応じた別表第 6 その 5 第 1 項の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた別表第 6 その 5 第 2 項の表に掲げる手数料の金額を合算した額	
備考 この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。	

その 6 (建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料)

1 住宅の場合

区分	1 棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築	その他の場合

			物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づき定められた簡易な評価方法であって市長が別に定める方法により評価されたものである場合	左記以外の評価方法により評価されたものである場合
一戸建ての住宅			3,000 円	9,800 円	18,900 円
共同住宅等	住戸部分 (総戸数)	1 戸	3,000 円	9,800 円	18,900 円
		2 戸以上 5 戸以下	6,000 円	18,600 円	38,200 円
		6 戸以上 10 戸以下	10,400 円	23,700 円	54,100 円
		11 戸以上 25 戸以下	17,300 円	39,600 円	76,600 円
		26 戸以上 50 戸以下	29,000 円	60,400 円	110,800 円
		51 戸以上 100 戸以下	52,000 円	92,700 円	160,500 円
		101 戸以上 200 戸以下	82,400 円	133,500 円	219,500 円
		201 戸以上 300 戸以下	104,100 円	172,100 円	287,100 円
		301 戸以上	111,100 円	176,000 円	335,300 円
	共用部分 (床面積)	300 平方メートル以内のもの	6,000 円		59,900 円
		300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	11,000 円		79,500 円

	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,300 円		100,100 円
	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円		160,200 円
	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円		208,300 円
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円		249,900 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円		292,500 円

備考

- 1 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- 2 この表において「住戸部分」とは、共同住宅等の住戸の部分进行いう。
- 3 この表において「共用部分」とは、共同住宅等の共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分进行いう。
- 4 共同住宅等の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。
 - イ 住戸部分及び共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定する場合
住戸部分の手数料の金額及び共用部分の床面積に応じた手数料の金額を合算した金額
 - ロ 共用部分の誘導設計一次エネルギー消費量を算定しない場合 住戸部分の手数料の金額

2 非住宅建築物の場合

区分	1 棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能	その他の場合
		申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築
		左記以外の評価方法により評価されたものである場合

		の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、市長が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項第 1 号の規定により定められた簡易な評価方法であって、市長が別に定める方法により評価されたものである場合	
非住宅建築物	300 平方メートル以内のもの	6,000 円	47,900 円	129,400 円
(床面積)	300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	11,000 円	64,300 円	162,600 円
	1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	17,300 円	81,500 円	210,600 円
	2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	52,000 円	136,000 円	305,300 円
	5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	82,400 円	180,000 円	379,300 円
	10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	104,100 円	217,200 円	449,600 円
	25,000 平方メートルを超えるもの	130,200 円	256,100 円	514,900 円
備考 この表において「非住宅建築物」とは、住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。				

3 複合建築物の場合

1 棟当たりの手数料の金額
住宅部分に応じた別表第 6 その 6 第 1 項の表に掲げる手数料及び非住宅部分に応じた別表第 6 その 6 第 2 項の表に掲げる手数料の金額を合算した額

備考

この表において「複合建築物」とは、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。

別表第 6 その 7 の表を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。